

今年度も1ヶ月半が過ぎ、児童生徒の皆さんも吾特の新しい生活に慣れて、元気よく学校生活を送っています。「あかるく つよく のびのびと」学校生活を送れるよう職員一同努めてまいりますので、今年度もよろしくお願いたします。

## ○ いじめの認知について

昨年度（29年度）は本校における「いじめ」はなく、児童生徒の皆さんは順調な学校生活を送ることができました。保護者の皆様にも各種アンケートに御協力いただき、まことにありがとうございました。

さて、いじめの認知については丁寧に行うことが求められています。いじめはほんの些細なこと（こんな事まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校としては組織として把握して、「いじめの認知」、「見守り」、「必要に応じての指導」を行い、解決につなげることが求められています。

いじめの定義は、以下のようになっています。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項によります。）

- ① 行為をした者（Aさん）も行為の対象となった者（Bさん）も児童生徒であること。
- ② （Aさん）と（Bさん）との間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ （Aさん）が（Bさん）に対して心理的（悪口を言うなど）又は物理的（たたくなど）、影響を与える行為をしたこと。（インターネットを通じて行われたものを含む。）
- ④ 行為の対象となった（Bさん）が心身の苦痛を感じていること。

学校では、いじめを見落とさないためにも、「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従って、「いじめの認知」を行う必要があります。文部科学省も、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのアかしであるとの方針を出しています。

学校では、この方針を受けて、一層丁寧に日々の生徒の指導・支援に当たるとともに、いじめに関するアンケートを実施するなどして、今後とも児童・生徒が安心して安全に過ごせる学校を目指していきたいと考えています。保護者の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。